

「無人航空機操縦者技能証明の申請等の事務処理に関するガイドライン」新旧対照表

改正案	現行
令和4年12月5日 制定 令和6年1月26日 一部改定 令和7年3月5日 一部改定 <u>令和7年12月9日 一部改定</u>	令和4年12月5日 制定 令和6年1月26日 一部改定 令和7年3月5日 一部改定
国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長	国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長
無人航空機操縦者技能証明の申請等の事務処理に関するガイドライン	無人航空機操縦者技能証明の申請等の事務処理に関するガイドライン
1 目的（略）	1 目的（略）
2 定義 本ガイドラインにおいて、以下用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 法：航空法（昭和27年法律第231号）をいう。 (2) 規則：航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）をいう。 (3) 技能証明：航空法及び航空法施行規則で定められた無人航空機操縦者技能証明をいう。 (4) 一等技能証明：一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明をいう。 (5) 二等技能証明：二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明をいう。 (6) 技能証明書：無人航空機操縦者技能証明書をいう。 (7) 事務処理要領：無人航空機操縦者技能証明に関する事務処理要領（国空無機第235404号（令和4年11月28日））をいう。 (8) 技能証明申請者：無人航空機操縦者技能証明を申請しようとする者をいう。 (9) 技能証明申請者番号：技能証明申請者を一意に識別するために割り当てられた番号をいう。 (10) 技能証明申請システム：ドローン情報基盤システム（技能証明申請機能）をいう。	2 定義 本ガイドラインにおいて、以下用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 法：航空法（昭和27年法律第231号）をいう。 (2) 規則：航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）をいう。 (3) 技能証明：航空法及び航空法施行規則で定められた無人航空機操縦者技能証明をいう。 (4) 一等技能証明：一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明をいう。 (5) 二等技能証明：二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明をいう。 (6) 技能証明書：無人航空機操縦者技能証明書をいう。 (7) 事務処理要領：無人航空機操縦者技能証明に関する事務処理要領（国空無機第235404号（令和4年11月28日））をいう。 (8) 技能証明申請者：無人航空機操縦者技能証明を申請しようとする者をいう。 (9) 技能証明申請者番号：技能証明申請者を一意に識別するために割り当てられた番号をいう。 (10) 技能証明申請システム：ドローン情報基盤システム（技能証明申請機能）をいう。

3 申請等の種類

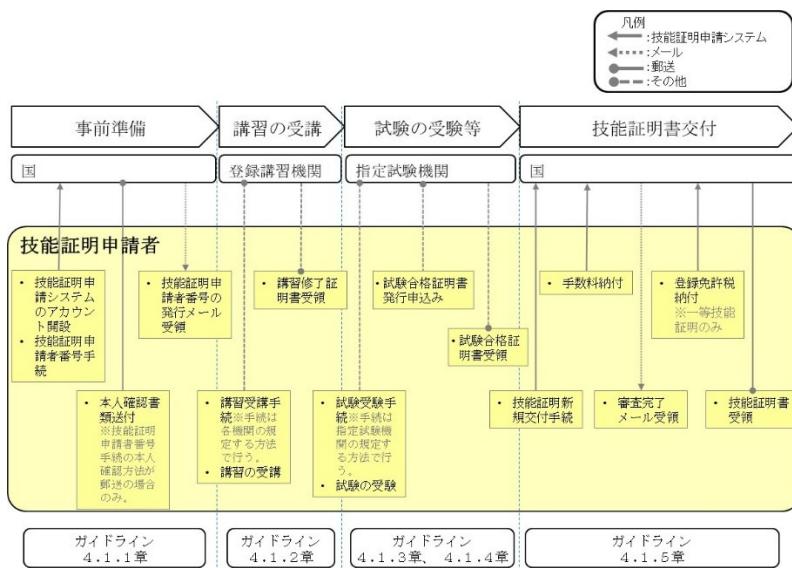
技能証明申請者が行う申請等の種類は以下の通り。各種申請の詳細は事務処理要領を参照すること。

- (1) 規則 236 条の 38 の規定による技能証明の新規申請
- (2) 規則 236 条の 60 の規定による技能証明の限定変更申請
- (3) 規則 236 条の 68 の規定による技能証明書の返納
- (4) 規則 236 条の 66 及び同 236 条の 67 の規定による技能証明書の再交付申請
- (5) 規則 236 条の 57 による技能証明の更新申請

4 技能証明の新規申請

4. 1. いざれの技能証明も有さない者が技能証明を新規に取得するための申請、または、現に有効な二等技能証明を有する者が一等技能証明を取得するための申請

申請手続きの流れは以下のとおりである。



4. 1. 1 事前準備

技能証明申請者は以下に掲げる事項を登録講習機関の講習受講及び指定試験機関の試験受験を開始する前までに完了しておく必要がある。

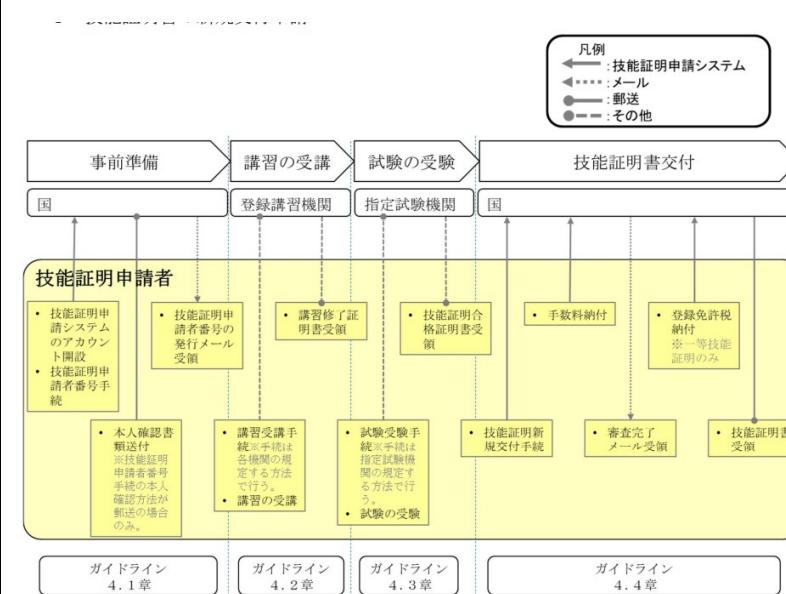
3 申請等の種類

技能証明申請者が行う申請等の種類は以下の通り。各種申請の詳細は事務処理要領を参照すること。

- (1) 規則 236 条の 38 の規定による技能証明書の新規申請
- (2) 規則 236 条の 60 の規定による技能証明書の限定変更申請
- (3) 規則 236 条の 68 の規定による技能証明書の返納
- (4) 規則 236 条の 66 及び同 236 条の 67 の規定による技能証明書の再交付申請
- (5) 規則 236 条の 57 による技能証明の更新申請

4 技能証明書の新規交付申請

(新設)



4. 1 事前準備

技能証明申請者は以下に掲げる事項を登録講習機関の講習受講及び指定試験機関の試験受験を開始する前までに完了しておく必要がある。

<p>(1) 技能証明申請システムのアカウント開設</p> <p>技能証明申請は技能証明申請システムによりオンラインで行うため、ログインするためのアカウントを事前に作成するものとする。</p> <p>技能証明申請システムにアクセスし、アカウントを開設する。</p> <p>URL : https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/lic/menu</p> <p>(以降の技能証明申請システム URL も同様とする。)</p> <p><留意事項></p> <p>技能証明申請システムのログイン画面においてアカウントを作成する際、「個人のアカウントを開設する場合」と「企業・団体のアカウントを開設する場合」の両方が可能であるが、技能証明申請者は個人であることから、「個人のアカウントを開設する場合」を選択すること。</p>	<p>(1) 技能証明申請システムのアカウント開設</p> <p>技能証明申請は技能証明申請システムによりオンラインで行うため、ログインするためのアカウントを事前に作成するものとする。</p> <p>技能証明申請システムにアクセスし、アカウントを開設する。</p> <p>URL : https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/lic/menu</p> <p>(以降の技能証明申請システム URL も同様とする。)</p> <p><留意事項></p> <p>技能証明申請システムのログイン画面においてアカウントを作成する際、「個人のアカウントを開設する場合」と「企業・団体のアカウントを開設する場合」の両方が可能であるが、技能証明申請者は個人であることから、「個人のアカウントを開設する場合」を選択すること。</p>
<p>(2) 技能証明申請者番号の取得</p> <p>技能証明申請システムのアカウント開設後、登録講習機関での講習受講及び指定試験機関での学科試験等の申込みを行うに当たっては、事前に技能証明申請者番号を取得する必要がある。技能証明申請システムにおいて、次に掲げる「申請情報」の項目の入力及び本人確認を行うことにより、技能証明申請者番号（10桁の半角数字。例：2212000001）が発行される。</p> <p>なお、技能証明申請者番号の取得申請の際に行う、本人確認の詳細は事務処理要領を参照すること。</p> <p>(申請情報)</p> <p>① 氏名</p> <p>フリガナ、英字の入力も必須とする。</p> <p>フリガナは全角カナで入力し、「氏」と「名」の間に全角スペースを入れること。</p> <p>英字は「氏」・「名」の順に半角英字（大文字）で入力し、「氏」と「名」の間に半角スペースを入れること。</p> <p>英字はヘボン式ローマ字とすること。なお、漢字氏名に旧字体等を使用している場合、常用漢字で代用する場合がある。</p> <p>例：氏 名 航空 太郎 フリガナ コウクウ タロウ 英 字 KOKU TARO</p> <p>② 生年月日</p> <p>西暦での入力とする。</p>	<p>(2) 技能証明申請者番号の取得</p> <p>技能証明申請システムのアカウント開設後、登録講習機関での講習受講及び指定試験機関での学科試験等の申込みを行うに当たっては、事前に技能証明申請者番号を取得する必要がある。技能証明申請システムにおいて、次に掲げる「申請情報」の項目の入力及び本人確認を行うことにより、技能証明申請者番号（10桁の半角数字。例：2212000001）が発行される。</p> <p>なお、技能証明申請者番号の取得申請の際に行う、本人確認の詳細は事務処理要領を参照すること。</p> <p>(申請情報)</p> <p>⑪ 氏名</p> <p>フリガナ、英字の入力も必須とする。</p> <p>フリガナは全角カナで入力し、「氏」と「名」の間に全角スペースを入れること。</p> <p>英字は「氏」・「名」の順に半角英字（大文字）で入力し、「氏」と「名」の間に半角スペースを入れること。</p> <p>英字はヘボン式ローマ字とすること。なお、漢字氏名に旧字体等を使用している場合、常用漢字で代用する場合がある。</p> <p>例：氏 名 航空 太郎 フリガナ コウクウ タロウ 英 字 KOKU TARO</p> <p>⑫ 生年月日</p> <p>西暦での入力とする。</p>

③ 電話番号

技能証明申請者に緊急の連絡をする必要が生じる場合があるため、常時連絡を取ることができる電話番号とする。

④ メールアドレス

技能証明申請者に緊急の連絡をする必要が生じる場合があるため、常時連絡を取ることができるメールアドレスとする。

⑤ 住所

本人確認書類に記載された住所とする。なお、引越等で住所が変更となった場合は、速やかに技能証明申請システムより属性情報の変更申請を行うものとする。

⑥ 書類発送先の住所（日本国内に限る。）

技能証明申請者が速やかに受領可能な住所とする。なお、本住所に技能証明書の郵送を行うものとする。

⑦ 顔写真（JPG形式、JPEG形式又はPNG形式）

技能証明申請者の顔写真を登録するものとする。

＜留意事項＞

本写真是技能証明書へ掲載されるものであるため、原則以下に掲げる条件を満たすこと。

- ・縦横比が縦3cm、横2.4cmのサイズを目安とすること
- ・ピクセルサイズが縦480ピクセル、横480ピクセル以上であること
- ・申請前6か月以内に撮影したもの
- ・顔が鮮明に見えるもの
- ・帽子を被っていないもの
- ・正面を向いているもの
- ・胸から上を写しているもの（上三分身）
- ・背景（影を含む）がないもの
- ・顔の輪郭が露出しているもの
- ・目の周辺に髪の毛、マスク、眼鏡、つけまつげ、まつげエクステ等の一部あるいはその影が入らないもの
- ・ピンぼけや手ぶれにより不鮮明になっていないもの
- ・目を大きくするなど、顔のパーツを変形させていないもの
- ・変形やマスキングなどの画像処理を施していないもの
- ・画像の乱れが発生していないもの

※特に、証明写真機や写真館等で撮影した写真ではなく、自身で撮影した写真を使用する場合は、条件に適合しているか十分に確認すること。なお、背景を無地とするために画像加工された写真は認められない。

証明写真機や写真館等で撮影した写真を使用することを推奨する。

⑧ 講習の受講を希望する登録講習機関情報

登録講習機関における無人航空機講習の修了による実地試験の免除（規則第236条の54）を受けようとする場合は、講習の受講を希望する登録講習機関

⑯ 電話番号

技能証明申請者に緊急の連絡をする必要が生じる場合があるため、常時連絡を取ることができる電話番号とする。

⑰ メールアドレス

技能証明申請者に緊急の連絡をする必要が生じる場合があるため、常時連絡を取ることができるメールアドレスとする。

⑱ 住所

本人確認書類に記載された住所とする。なお、引越等で住所が変更となった場合は、速やかに技能証明申請システムより属性情報の変更申請を行うものとする。

⑲ 書類発送先の住所（日本国内に限る。）

技能証明申請者が速やかに受領可能な住所とする。なお、本住所に技能証明書の郵送を行うものとする。

⑳ 顔写真（JPG形式、JPEG形式又はPNG形式）

技能証明申請者の顔写真を登録するものとする。

＜留意事項＞

本写真是技能証明書へ掲載されるものであるため、原則以下に掲げる条件を満たすこと。

- ・縦横比が縦3cm、横2.4cmのサイズを目安とすること
- ・ピクセルサイズが縦480ピクセル、横480ピクセル以上であること
- ・申請前6か月以内に撮影したもの
- ・顔が鮮明に見えるもの
- ・帽子を被っていないもの
- ・正面を向いているもの
- ・胸から上を写しているもの（上三分身）
- ・背景（影を含む）がないもの
- ・顔の輪郭が露出しているもの
- ・目の周辺に髪の毛、マスク、眼鏡、つけまつげ、まつげエクステ等の一部あるいはその影が入らないもの
- ・ピンぼけや手ぶれにより不鮮明になっていないもの
- ・目を大きくするなど、顔のパーツを変形させていないもの
- ・変形やマスキングなどの画像処理を施していないもの
- ・画像の乱れが発生していないもの

※特に、証明写真機や写真館等で撮影した写真ではなく、自身で撮影した写真を使用する場合は、条件に適合しているか十分に確認すること。なお、背景を無地とするために画像加工された写真は認められない。

㉑ 講習の受講を希望する登録講習機関情報

登録講習機関における無人航空機講習の修了による実地試験の免除（規則第236条の54）を受けようとする場合は、講習の受講を希望する登録講習機関

第236条の54) を受けようとする場合は、講習の受講を希望する登録講習機関事務所コードを最大5つ登録するものとする。なお、登録講習機関事務所コードは、技能証明申請システム内の登録講習機関一覧（<https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/trn-agc/allOfficeCodeList>）で確認し、入力するものとする。

なお、登録講習機関は登録講習機関事務所コードが入力された技能証明申請者の情報を、講習の受講申請の際の本人確認に使用するものとする。

⑨ 法第132条の46第1項及び規則236条の43に該当する事由の有無

技能証明の拒否又は保留の事由となる病気等の該当有無を、技能証明申請システム内で選択するものとする。1つでも該当する項目がある場合、技能証明申請者番号の取得申請を行うことはできない。

⑩ 技能証明の取得履歴の有無

技能証明申請者が、技能証明書を保有しているか否かを選択するものとする。既に技能証明書を保有している場合は、技能証明申請者番号の取得申請を行うことができない。

事務所コードを最大5つ登録するものとする。なお、登録講習機関事務所コードは、技能証明申請システム内の登録講習機関一覧（<https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/trn-agc/allOfficeCodeList>）で確認し、入力するものとする。

なお、登録講習機関は登録講習機関事務所コードが入力された技能証明申請者の情報を、講習の受講申請の際の本人確認に使用するものとする。

⑯ 法第132条の46第1項及び規則236条の43に該当する事由の有無

技能証明の拒否又は保留の事由となる病気等の該当有無を、技能証明申請システム内で選択するものとする。1つでも該当する項目がある場合、技能証明申請者番号の取得申請を行うことはできない。

⑰ 技能証明の取得履歴の有無

技能証明申請者が、技能証明書を保有しているか否かを選択するものとする。既に技能証明書を保有している場合は、技能証明申請者番号の取得申請を行うことができない。

4. 1. 2 登録講習機関での講習受講

登録講習機関における無人航空機講習の修了により実地試験の免除を受けようとする技能証明申請者は、「4. 1 事前準備」で申請した登録講習機関のうち、実際に受講を希望する登録講習機関に連絡を行って講習の受講申請を行い、講習を受講するものとする。(受講申請は、各登録講習機関が規定する方法で行うものとする。)

なお、必要な学科講習及び実地講習を修了した際に、登録講習機関より講習をすべて修了した証明として、講習修了証明書が電子データ等で発行される。講習修了証明書は、講習修了内容を一意に特定する講習修了証明書番号(TCから始まる14桁の半角英数字。例：TC123422120001)が記載されている。

また、「4. 1 事前準備」で申請した登録講習機関と異なる登録講習機関での講習を希望する場合、技能証明申請者は、技能証明申請システム上で「4. 1 事前準備」で申請した「⑧講習の受講を希望する登録講習機関情報」の変更を行った上で、登録講習機関に対し講習の受講申請を行うものとする。

4. 1. 3 指定試験機関での試験受験

技能証明申請者は、指定試験機関に対し、試験の受験申請を行い、指定試験機関で学科試験、実地試験及び身体検査を受ける必要がある(受験申請は、指定試験機

4. 2 登録講習機関での講習受講

登録講習機関における無人航空機講習の修了により実地試験の免除を受けようとする技能証明申請者は、「4. 1 事前準備」で申請した登録講習機関のうち、実際に受講を希望する登録講習機関に連絡を行って講習の受講申請を行い、講習を受講するものとする。(受講申請は、各登録講習機関が規定する方法で行うものとする。)

なお、必要な学科講習及び実地講習を修了した際に、登録講習機関より講習をすべて修了した証明として、講習修了証明書が電子データ等で発行される。講習修了証明書は、講習修了内容を一意に特定する講習修了証明書番号(TCから始まる14桁の半角英数字。例：TC123422120001)が記載されている。

また、「4. 1 事前準備」で申請した登録講習機関と異なる登録講習機関での講習を希望する場合、技能証明申請者は、技能証明申請システム上で「4. 1 事前準備」で申請した「⑧講習の受講を希望する登録講習機関情報」の変更を行った上で、登録講習機関に対し講習の受講申請を行うものとする。

4. 3 指定試験機関での試験受験

技能証明申請者は、指定試験機関に対し、試験の受験申請を行い、指定試験機関で学科試験、実地試験及び身体検査を受ける必要がある。(受験申請は、指定試験機

関 (URL : <https://ua-remote-pilot-exam.com/>) が規定する方法で行うものとする。)。ただし、登録講習機関が行う無人航空機講習を修了した場合には、実地試験が免除される（講習を修了してから 1 年を経過した場合を除く。）。

4. 1. 4 試験合格証明書の発行申込み

技能証明申請者は、学科試験、実地試験（免除される場合を除く。）及び身体検査に合格した後、指定試験機関に対して試験合格証明書の発行申込みを行う。発行申込み方法については、以下の URL に掲載されている「試験合格証明書発行」ボタンを押下し、表示されるページを参照すること。

（登録講習機関の講習を受講した場合）

URL : <https://ua-remote-pilot-exam.com/procedure/non-licence-holder-designated-organization/>

（指定試験機関で実地試験を受験した場合）

URL : <https://ua-remote-pilot-exam.com/procedure/non-licence-holder-registered-organization/>

試験合格証明書の発行申込み後、指定試験機関において申込み内容を確認した上で、全ての試験に合格した証明として、試験合格証明書が電子データで交付される。

なお、試験合格証明書には、試験合格内容を一意に特定する試験合格証明書番号（CP 又は LP から始まる 14 衔の半角英数字。例 : CP123221200001）が記載されている。

また、試験合格証明書番号以外にも、各試験に合格した証明として、学科試験合格証明書番号（DE から始まる 14 衔の半角英数字。例 : DE123221200001）、実地試験合格証明書番号（PE から始まる 14 衔の半角英数字。例 : PE123221200001）及び身体検査合格証明書番号（BC から始まる 14 衔の半角英数字。例 : BC123221200001）が記載される。ただし、登録講習機関の無人航空機講習を修了し

機関 (URL : <https://ua-remote-pilot-exam.com/>) が規定する方法で行うものとする。)

なお、必要な試験に合格した際に、指定試験機関より全ての試験に合格した証明として、技能証明合格証明書が電子データで交付される。技能証明合格証明書には、試験合格内容を一意に特定する技能証明合格証明書番号（CP 又は LP から始まる 14 衔の半角英数字。例 : CP123221200001）が記載されている。

また、技能証明合格証明書番号以外にも、各試験に合格した証明として、学科試験合格証明書番号（DE から始まる 14 衔の半角英数字。例 : DE123221200001）、実地試験合格証明書番号（PE から始まる 14 衔の半角英数字。例 : PE123221200001）及び身

体検査合格証明書番号（BC から始まる 14 衔の半角英数字。例 : BC123221200001）が交付される。ただし、登録講習機関での無人航空機講習を修了し、実地試験の免除を受ける場合は、実地試験合格証明書番号の交付は行われない。

、実地試験の免除を受ける場合は、実地試験合格証明書番号は記載されない。

4. 1. 5 技能証明の新規申請

技能証明申請者は、指定試験機関及び登録講習機関により技能証明申請システムに登録された以下に掲げる「アップロード情報」の内容と、所有している試験合格証明書及び講習修了証明書（以下「各種証明書」という。）に記載されている情報が一致していることを確認の上、各種証明書の電子データを技能証明申請システムにアップロードすることで、技能証明の申請を行うものとする。

(アップロード情報)

① 技能証明に関する情報

イ) 技能証明の資格についての区分

例：一等、二等

ロ) 技能証明の種類についての限定

例：マルチコプター、ヘリコプター、飛行機、最大離陸重量25kg未満

ハ) 技能証明の飛行方法についての限定

例：目視内飛行、昼間飛行

二) 条件等

例：眼鏡等

② 試験合格証明書に関する情報

イ) 試験合格証明書番号

CP又はLPから始まる14桁の半角英数字。例：CP123221200001

ロ) 合格者に関する情報

技能証明申請者番号

ハ) 指定試験機関に関する情報

指定試験機関番号

二) 学科試験に関する情報

学科試験合格証明書番号、合格日、有効期間

ホ) 実地試験に関する情報

実地試験合格証明書番号、合格日

ヘ) 身体検査に関する情報

身体検査合格証明書番号、合格日、有効期間

③ 講習の修了証明書に関する情報

イ) 講習修了証明書番号

TCから始まる14桁の半角英数字。例：TC123422120001

ロ) 修了者に関する情報

技能証明申請者番号

ハ) 登録講習機関に関する情報

登録講習機関事務所コード

4. 4 技能証明書の新規交付申請

技能証明申請者は、指定試験機関及び登録講習機関により技能証明申請システムに登録された以下に掲げる「アップロード情報」の内容と、所有している技能証明合格証明書及び講習修了証明書（以下「各種証明書」という。）に記載されている情報が一致していることを確認の上、各種証明書の電子データを技能証明申請システムにアップロードすることで、技能証明書の申請を行うものとする。

(アップロード情報)

④ 技能証明に関する情報

イ) 技能証明の資格についての区分

例：一等、二等

ロ) 技能証明の種類についての限定

例：マルチコプター、ヘリコプター、飛行機、最大離陸重量25kg未満

ハ) 技能証明の飛行方法についての限定

例：目視内飛行、昼間飛行

二) 条件等

例：眼鏡等

⑤ 技能証明合格証明書に関する情報

イ) 技能証明合格証明書番号

CP又はLPから始まる14桁の半角英数字。例：CP123221200001

ロ) 合格者に関する情報

技能証明申請者番号

ハ) 指定試験機関に関する情報

指定試験機関番号

二) 学科試験に関する情報

学科試験合格証明書番号、合格日、有効期間

ホ) 実地試験に関する情報

実地試験合格証明書番号、合格日

ヘ) 身体検査に関する情報

身体検査合格証明書番号、合格日、有効期間

⑥ 講習の修了証明書に関する情報

イ) 講習修了証明書番号

TCから始まる14桁の半角英数字。例：TC123422120001

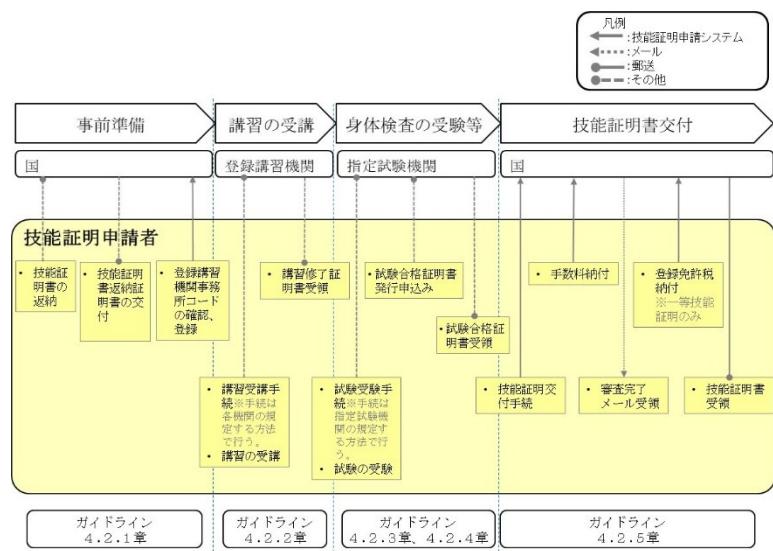
ロ) 修了者に関する情報

技能証明申請者番号

ハ) 登録講習機関に関する情報

登録講習機関事務所コード

<p>二) 学科講習に関する情報 区分（一等、二等） ホ) 実地講習に関する情報 区分（新規、限定変更）、機体の種類の限定、飛行方法の限定</p> <p><u>技能証明の申請後</u>、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付及び登録免許税の納付（一等技能証明を取得する場合のみ）を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて技能証明書（サンプル例）が郵送される。すでに技能証明書を有している場合には、旧技能証明書を、新たな技能証明書を受領後速やかに「6. 1 新規交付（区分の追加）及び限定変更での技能証明の内容変更に伴う返納」に従って返納すること。</p>	<p>二) 学科講習に関する情報 区分（一等、二等） ホ) 実地講習に関する情報 区分（新規、限定変更）、機体の種類の限定、飛行方法の限定</p> <p><u>技能証明書の交付申請後</u>、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付及び登録免許税の納付（一等技能証明を取得する場合のみ）を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて技能証明書（サンプル例）が郵送される。すでに技能証明書を有している場合には、旧技能証明書を、新たな技能証明書を受領後速やかに「6. 1 新規交付（区分の追加）及び限定変更での技能証明の内容変更に伴う返納」に従って返納すること。</p>
<p><u>4. 2. 技能証明の有効期間が過ぎた者（有効期間の満了日から3年を経過しない者に限る。）であって、登録講習機関の課程を修了した者が技能証明を取得するための申請</u></p> <p><u>技能証明の有効期間が過ぎた者が技能証明を再度申請する場合には、原則として4. 1. に基づき、新規申請の手続きを行う必要がある。</u></p> <p><u>ただし、規則第236条の54の規定により、技能証明の有効期間の更新を行わず、技能証明の効力が失われた者（有効期間の満了日から3年を経過しない者に限る。）であって、かつ、技能証明書返納証明書の交付を受け、登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和4年国土交通省告示第951号）第一条第一項の表の二の項に掲げる登録講習機関の課程（以下「技能証明書返納証明書交付者による課程」という。）を修了した者が技能証明の新規申請を行う場合には、学科試験及び実地試験が免除される（学科試験については講習を修了した日から3月を経過した場合を除き、実地試験については講習を修了してから1年を経過した場合を除く。）。</u></p> <p><u>これらの要件を満たし、学科試験及び実地試験の免除を受けようとする場合の申請手続きの流れは以下のとおりである。</u></p> <p><u>なお、指定試験機関への試験合格証明書の交付申請、及び技能証明の申請に当たっては、登録講習機関の発行する修了証明書のほか、事務処理要領に定める技能証明書返納証明書が必要であることに留意すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>



4. 2. 1 事前準備

(1) 技能証明書返納証明書の交付

本項に従って技能証明を新規申請する場合には、予め技能証明書返納証明書の交付を受けている必要がある。技能証明書返納証明書は、技能証明の有効期間の更新を行わずに技能証明の効力が失われた者が、技能証明書を返納したときに交付されるものであり、詳細については事務処理要領を参照すること。

(2) 登録講習機関事務所コードの確認等

「4. 1. 1 (2) 技能証明申請者番号の取得」で技能証明申請システムに登録した申請情報のうち「講習の受講を希望する登録講習機関情報」について、講習の受講を希望する登録講習機関事務所コードが登録されているかを確認し、登録されていなければ、登録する。

登録講習機関事務所コードは、技能証明申請システム内の登録講習機関一覧（<https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/trn-agc/allOfficeCodeList>）で確認し、入力するものとする。

4. 2. 2 登録講習機関での講習の受講

「4. 2. 1 事前準備」で登録した登録講習機関に連絡を行って、当該登録講習機関が技能証明書返納証明書交付者に係る課程を有しているかどうかを確認した上で、講習の受講申請を行い、技能証明書返納証明書交付者に係る課程の講習を受講する。（受講申請は、各登録講習機関が規定する方法で行うものとする。）

また、必要な学科講習及び実地講習を修了した際に、登録講習機関より講習をすべて修了した証明として、講習修了証明書が電子データ等で発行される。講習修了証明書には、講習修了内容を一意に特定する講習修了証明書番号（TCから始まる14桁の半角英数字。例：TC123422120001）が記載されている。

4. 2. 3 指定試験機関での身体検査の受検

技能証明申請者は、指定試験機関に対し、身体検査の受検申請を行い、指定試験機関で身体検査を受ける必要がある。（受検申請は、指定試験機関（URL：<https://ua-remote-pilot-exam.com/>）が規定する方法で行うものとする。）

なお、身体検査に合格した際に、身体検査合格証明書番号（BC から始まる 14 衞の半角英数字。例：BC123221200001）が交付される。

4. 2. 4 試験合格証明書の発行申込み

技能証明申請者は、登録講習機関の講習を修了し、かつ、身体検査に合格した後、指定試験機関に対して試験合格証明書の発行申込みを行う。発行申込み方法については、以下のURLに掲載されている「試験合格証明書発行」ボタンを押下し、表示されるページを参照すること。

なお、発行申込みは、技能証明書返納証明書を添えて行うこと。

URL : <https://ua-remote-pilot-exam.com/procedure/non-licence-holder-designated-organization/>

試験合格証明書の発行申込み後、指定試験機関において申込み内容を確認した

上で、全ての試験に合格した証明として、試験合格証明書が電子データで交付される。試験合格証明書には、試験合格内容を一意に特定する試験合格証明書番号（CP 又は LP から始まる14桁の半角英数字。例：CP123221200001）が記載されている。

また、試験合格証明書番号以外にも、講習修了証明書番号、身体検査合格証明書番号及び技能証明書返納証明書番号が記載される。

4. 2. 5 技能証明の新規申請

技能証明申請者は、指定試験機関及び登録講習機関により技能証明申請システムに登録された以下に掲げる「アップロード情報」の内容と、所有している試験合格証明書、講習修了証明書に記載されている情報が一致していることを確認の上、試験合格証明書、講習修了証明書及び技能証明書返納証明書の電子データを技能証明申請システムにアップロードすることで、技能証明の申請を行うものとする。

(アップロード情報)

① 技能証明に関する情報

イ) 技能証明の資格についての区分

例：一等、二等

ロ) 技能証明の種類についての限定

例：マルチコプター、ヘリコプター、飛行機、最大離陸重量25kg未満

ハ) 技能証明の飛行方法についての限定

例：目視内飛行、昼間飛行

ニ) 条件等

例：眼鏡等

② 試験合格証明書に関する情報

イ) 試験合格証明書番号

CP又はLPから始まる14桁の半角英数字。例：CP123221200001

ロ) 合格者に関する情報

技能証明申請者番号

ハ) 指定試験機関に関する情報

指定試験機関番号

ニ) 学科試験に関する情報

「既存技能証明による省略」が選択されていることを確認すること（※）。

※現行の技能証明申請システムの仕様を踏まえ、指定試験機関は当面

の間、本項に該当する者が試験合格証明書の交付を申請した場合は、技能証明申請システム上で「既存技能証明による省略」を選択すること。

ホ) 実地試験に関する情報

「実地講習による免除」が選択されていることを確認すること。

ヘ) 身体検査に関する情報

身体検査合格証明書番号、合格日、有効期間

ト) 技能証明書返納証明書に関する情報

技能証明書返納証明書番号

(③) 講習の修了証明書に関する情報

イ) 講習修了証明書番号

TCから始まる14桁の半角英数字。例：TC123422120001

ロ) 修了者に関する情報

技能証明申請者番号

ハ) 登録講習機関に関する情報

登録講習機関事務所コード

ニ) 学科講習に関する情報

区分（一等、二等）

ホ) 実地講習に関する情報

区分（新規、限定変更）、機体の種類の限定、飛行方法の限定

技能証明の申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付及び登録免許税の納付（一等技能証明を取得する場合のみ）を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて技能証明書（サンプル例）が郵送される。

5 技能証明の限定変更申請

5 技能証明書の限定変更申請

<p>「4 技能証明の新規申請」での事前準備は不要なため、「4. 1. 2 登録講習機関での講習受講」～「4. 1. 5 技能証明の新規申請」に準じて限定変更申請を行うものとする。</p>	<p>「4 技能証明の新規申請」での事前準備は不要なため、「4. 2 登録講習機関での講習受講」～「4. 4 技能証明書の新規交付申請」に準じて限定変更申請を行うものとする。</p>
<h3>6 技能証明書の返納申請</h3> <p>技能証明申請者は、以下に示す手順で技能証明書の返納手続を行うものとする。なお、返納の理由により必要な手続が異なるため詳細は各項目を参照すること。</p> <p>6. 1 新規交付 (区分の追加) 及び限定変更での技能証明の内容変更に伴う返納 (図略)</p> <p>技能証明申請者は、「4 技能証明の新規申請」及び「5 技能証明の限定変更申請」の手続完了後、速やかに旧技能証明書を「提出先」の宛先に郵送し返納するものとする。なお、返納に当たって技能証明申請システムにおける手続は不要である。</p>	<h3>6 技能証明書の返納申請</h3> <p>技能証明申請者は、以下に示す手順で技能証明書の返納手続を行うものとする。なお、返納の理由により必要な手続が異なるため詳細は各項目を参照すること。</p> <p>6. 1 新規交付 (区分の追加) 及び限定変更での技能証明の内容変更に伴う返納 (図略)</p> <p>技能証明申請者は、「4 技能証明書の新規交付申請」及び「5 技能証明書の限定変更申請」の手続完了後、速やかに旧技能証明書を「提出先」の宛先に郵送し返納するものとする。なお、返納に当たって技能証明申請システムにおける手続は不要である。</p>
<h3>6. 2 技能証明の取消し及び有効期間切れ等の失効に伴う返納 (略)</h3>	<h3>6. 2 技能証明の取消し及び有効期間切れ等の失効に伴う返納 (略)</h3>
<h3>6. 3 自主返納</h3> <p>技能証明申請者は、技能証明申請システム上で「4 技能証明の新規申請」及び</p>	<h3>6. 3 自主返納</h3> <p>技能証明申請者は、技能証明申請システム上で「4 技能証明書の新規交付申請」</p>

「5 技能証明の限定変更申請」において登録されている情報の確認を行い、技能証明申請システムの案内に従い手続を行うものとする。返納手続後は、速やかに技能証明書を「提出先」の宛先に郵送し返納するものとする。

なお、返納手続の審査についての審査完了メールを受領した時点で、保有しているすべての技能証明は無効となる。

(図略)

7 技能証明書の滅失等再交付申請

(削除)

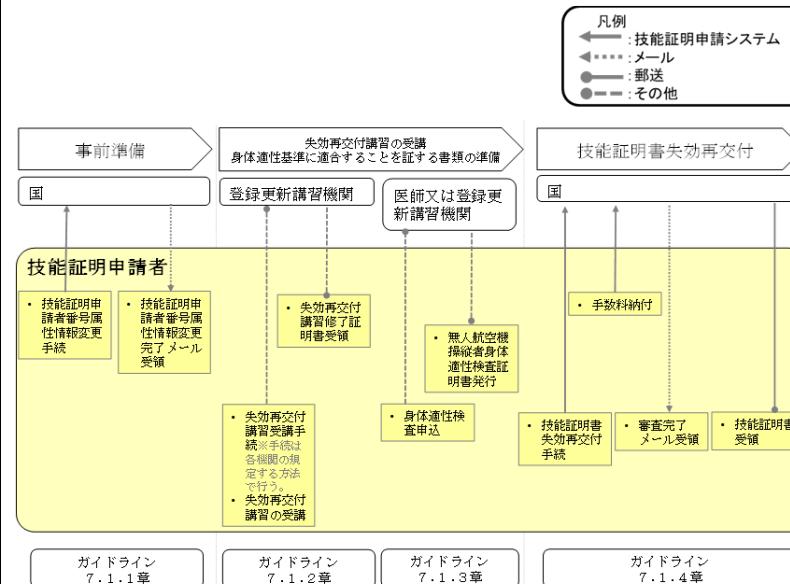
請」及び「5 技能証明書の限定変更申請」において登録されている情報の確認を行い、技能証明申請システムの案内に従い手続を行うものとする。返納手続後は、速やかに技能証明書を「提出先」の宛先に郵送し返納するものとする。

なお、返納手続の審査についての審査完了メールを受領した時点で、保有しているすべての技能証明は無効となる。

(図略)

7 技能証明書の再交付申請

7. 1 技能証明書の失効再交付申請



7. 1. 1 事前準備

技能証明申請者は以下に掲げる事項を登録更新講習機関の失効再交付講習受講を開始する前までに完了しておく必要がある。

(1) 技能証明申請者番号の属性情報変更

「4. 1 (2) 技能証明申請者番号の取得」で技能証明申請システムに登録した申請情報に次に掲げる「申請情報」の項目を追加登録すること。

(申請情報)

① 失効再交付講習の受講を希望する登録更新講習機関情報

失効再交付講習の受講を希望する登録更新講習機関事務所コードを1つ登録するものとする。なお、登録更新講習機関事務所コードは、技能証明申請システム内の登録更新講習機関一覧（<https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/organic/rnw1-trn-agc/validOfficeCodeList>）で確認し、入力するものとする。

なお、登録更新講習機関は登録更新講習機関事務所コードが入力された技能証明申請者の情報を、失効再交付講習の受講申請の際の本人確認に使用するものとする。

7. 1. 2 登録更新講習機関での講習受講

技能証明申請者は、「7. 1. 1 事前準備」で申請した登録更新講習機関に連絡を行って失効再交付講習の受講申請を行い、失効再交付講習を受講するものとする。（受講申請は、各登録更新講習機関が規定する方法で行うものとする。）

なお、失効再交付講習を修了した際に、登録更新講習機関より失効再交付講習をすべて修了した証明として、失効再交付講習修了証明書が電子データ等で発行される。失効再交付講習修了証明書は、失効再交付講習修了内容を一意に特定する失効再交付講習修了証明書番号（ELから始まる14桁の半角英数字。例：EL123422120001）が記載されている。

また、「7. 1. 1 事前準備」で申請した登録更新講習機関と異なる登録更新講習機関での失効再交付講習を希望する場合、技能証明申請者は、技能証明申請システム上で「7. 1. 1 事前準備」で申請した「失効再交付講習の受講を希望する登録更新講習機関情報」の変更を行った上で、登録更新講習機関に対し失効再交付講習の受講申請を行うものとする。

7. 1. 3 身体適性基準に適合することを証する書類の 準備

技能証明申請者は、保有する技能証明の限定に応じて適切な、医師又は登録更新講習機関により受けた無人航空機操縦者身体適性検査証明書（申請日前3月以内に検査を受けたものに限る。）、身体検査合格証明書（申請日前1年以内に交付されたものに限る。）、有効な航空身体検査証明書又は国土交通大臣が同等以上と認めるもの（以下「身体適性検査証明書等」という。）を用意すること。なお、「国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの」は、運転免許証又は航空機操縦練習許可書とする。

7. 1. 4 技能証明書の失効再交付申請

技能証明申請者は、登録更新講習機関により技能証明申請システムに登録された以下に掲げる「アップロード情報」の内容と、所有している失効再交付講習修了証明書及び身体適性検査証明書等（以下「各種証明書」という。）に記載されている情報が一致していることを確認（①については、登録更新講習機関で身体適性検査を受検した者に限る。）の上、再交付理由欄に失効再交付による再交付申請であること及び失効再交付講習修了証明書番号を記入し、速やかに各種証明書を「提出先」の宛先に郵送することにより、技能証明書の失効再交付申請を行うものとする。

(アップロード情報)

① 身体適性検査に関する情報

イ) 身体適性検査証明書番号

PAから始まる14桁の半角英数字。例：PA123221200001

ロ) 受験方法

例：医療機関の診断書の提出、公的な証明書等の 提出

ハ) 条件等

例：眼鏡等

ニ) 身体適性検査日

身体適性検査日

ホ) 公的な証明書等

「公的な証明書等の提出」の場合のみ、当該免許証番号等

② 失効再交付講習の修了証明書に関する情報

イ) 失効再交付講習修了証明書番号

ELから始まる14桁の半角英数字。例：EL123422120001

ロ) 修了者に関する情報

技能証明申請者番号

ハ) 登録更新講習機関に関する情報

登録更新講習機関事務所コード

ニ) 失効再交付講習に関する情報

区分（一等、二等）

○提出先

〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号
国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 行

技能証明の失効再交付申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて技能証明書（サンプル例）が郵送される。

<pre> graph TD Start[技能証明書再交付] --> Country[国] Country --> Applicant[技能証明申請者] Applicant --> Step1[・技能証明書再交付手続] Applicant --> Step2[・審査完了メール受領] Applicant --> Step3[・手数料納付] Applicant --> Step4[・(新)技能証明書受領] Applicant --> Step5[・(旧)技能証明書送付] Step5 --> End[] Step4 --> End Step3 --> End Step2 --> End Step1 --> End </pre> <p>凡例 ← : 技能証明申請システム ↗ : メール ● : 郵送 ○ : その他</p> <p>技能証明書再交付</p> <p>国</p> <p>技能証明申請者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能証明書再交付手続 ・審査完了メール受領 ・手数料納付 ・(新)技能証明書受領 ・(旧)技能証明書送付 <p>ガイドライン 7.2章</p>	<h2>7. 2 技能証明書の滅失等再交付申請</h2> <pre> graph TD Start[技能証明書再交付] --> Country[国] Country --> Applicant[技能証明申請者] Applicant --> Step1[・技能証明書再交付手続] Applicant --> Step2[・審査完了メール受領] Applicant --> Step3[・手数料納付] Applicant --> Step4[・(新)技能証明書受領] Applicant --> Step5[・(旧)技能証明書送付] Step5 --> End[] Step4 --> End Step3 --> End Step2 --> End Step1 --> End </pre> <p>凡例 ← : 技能証明申請システム ↗ : メール ● : 郵送 ○ : その他</p> <p>技能証明書再交付</p> <p>国</p> <p>技能証明申請者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能証明書再交付手続 ・審査完了メール受領 ・手数料納付 ・(新)技能証明書受領 ・(旧)技能証明書送付 <p>ガイドライン 7.2章</p>
<p>技能証明申請システム上で「4 技能証明の新規申請」及び「5 技能証明の限定変更申請」で登録された情報の確認並びに再交付理由（例：引越による住所変更のため、結婚による氏名変更のため）の入力を行い、申請を行うものとする。</p> <p>再交付申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて新しい技能証明書が郵送される。</p> <p>技能証明書の再交付を受けた技能証明申請者は、新たな技能証明書を受領後（滅失による再交付の場合は旧技能証明書を発見後）速やかに旧技能証明書を以下の宛先に郵送し返納するものとする。なお、返納に当たって技能証明申請システムにおける手續は不要である。</p> <p>○提出先 〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書回収係 行</p>	<p>技能証明申請システム上で「4 技能証明書の新規交付申請」及び「5 技能証明書の限定変更申請」で登録された情報の確認並びに再交付理由（例：引越による住所変更のため、結婚による氏名変更のため）の入力を行い、申請を行うものとする。</p> <p>再交付申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて新しい技能証明書が郵送される。</p> <p>技能証明書の再交付を受けた技能証明申請者は、新たな技能証明書を受領後（滅失による再交付の場合は旧技能証明書を発見後）速やかに旧技能証明書を以下の宛先に郵送し返納するものとする。なお、返納に当たって技能証明申請システムにおける手續は不要である。</p> <p>○提出先 〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書回収係 行</p>

<p>8 技能証明の更新申請</p> <p><u>申請手続きの流れは以下のとおりである。</u></p> <pre> graph LR subgraph "事前準備" direction TB A[国] --> B[技能証明申請者] B --> C[登録更新講習機関] C --> D[医師] D --> E[国] end subgraph "更新講習の受講" direction TB F[国] --> G[技能証明申請者] G --> H[登録更新講習機関] H --> I[医師] I --> J[国] end subgraph "技能証明更新" direction TB K[国] --> L[技能証明申請者] L --> M[登録更新講習機関] M --> N[医師] N --> O[国] end %% 申請手順 P[技能証明申請者] --> Q[手数料納付] Q --> R[無人航空機操縦者身体適性検査証明書発行] R --> S[身体適性検査申込] S --> T[更新講習修了証明書受領] T --> U[更新講習受講手続] U --> V[医師(運転免許証等をもって身体適性基準への適合性を示す場合を除く)] V --> W[国] W --> X[手数料納付] X --> Y[技能証明更新手続] Y --> Z[審査完了メール受領] Z --> AA[技能証明書受領] %% ガイドライン B --- B1[ガイドライン 8.1章] C --- C1[ガイドライン 8.2章] D --- D1[ガイドライン 8.3章] E --- E1[ガイドライン 8.4章] G --- G1[ガイドライン 8.1章] H --- H1[ガイドライン 8.2章] I --- I1[ガイドライン 8.3章] J --- J1[ガイドライン 8.4章] L --- L1[ガイドライン 8.1章] M --- M1[ガイドライン 8.2章] N --- N1[ガイドライン 8.3章] O --- O1[ガイドライン 8.4章] </pre>	<p>8 技能証明の更新申請</p> <pre> graph LR subgraph "事前準備" direction TB A[国] --> B[技能証明申請者] B --> C[登録更新講習機関] C --> D[医師又は登録更新講習機関] D --> E[国] end subgraph "更新講習の受講" direction TB F[国] --> G[技能証明申請者] G --> H[登録更新講習機関] H --> I[医師又は登録更新講習機関] I --> J[国] end subgraph "技能証明更新" direction TB K[国] --> L[技能証明申請者] L --> M[登録更新講習機関] M --> N[医師又は登録更新講習機関] N --> O[国] end %% 申請手順 P[技能証明申請者] --> Q[手数料納付] Q --> R[無人航空機操縦者身体適性検査証明書発行] R --> S[身体適性検査申込] S --> T[更新講習修了証明書受領] T --> U[更新講習受講手続] U --> V[医師(運転免許証等をもって身体適性基準への適合性を示す場合を除く)] V --> W[国] W --> X[手数料納付] X --> Y[技能証明更新手続] Y --> Z[審査完了メール受領] Z --> AA[技能証明書受領] %% ガイドライン B --- B1[ガイドライン 8.1章] C --- C1[ガイドライン 8.2章] D --- D1[ガイドライン 8.3章] E --- E1[ガイドライン 8.4章] G --- G1[ガイドライン 8.1章] H --- H1[ガイドライン 8.2章] I --- I1[ガイドライン 8.3章] J --- J1[ガイドライン 8.4章] L --- L1[ガイドライン 8.1章] M --- M1[ガイドライン 8.2章] N --- N1[ガイドライン 8.3章] O --- O1[ガイドライン 8.4章] </pre>
<p>8. 1 事前準備</p> <p>技能証明申請者は以下に掲げる事項を登録更新講習機関の更新講習受講を開始する前までに完了しておく必要がある。</p> <p>(1) 技能証明申請者番号の属性情報変更 「4. 1 (2) 技能証明申請者番号の取得」で技能証明申請システムに登録した申請情報に次に掲げる「申請情報」の項目を追加登録すること。</p> <p>(申請情報) ① 更新講習の受講を希望する登録更新講習機関情報 更新講習の受講を希望する登録更新講習機関事務所コードを1つ登録するものとする。なお、登録更新講習機関事務所コードは、技能証明申請システム内の登録更新講習機関一覧 (https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/rnwl-trn-agc/validOfficeCodeList) で確認し、入力するものとする。 なお、登録更新講習機関は登録更新講習機関事務所コードが入力された技能証明申請者の情報を、更新講習の受講申請の際の本人確認に使用するものとする。</p>	<p>8. 1 事前準備</p> <p>技能証明申請者は以下に掲げる事項を登録更新講習機関の更新講習受講を開始する前までに完了しておく必要がある。</p> <p>(1) 技能証明申請者番号の属性情報変更 「4. 1 (2) 技能証明申請者番号の取得」で技能証明申請システムに登録した申請情報に次に掲げる「申請情報」の項目を追加登録すること。</p> <p>(申請情報) ① 更新講習の受講を希望する登録更新講習機関情報 更新講習の受講を希望する登録更新講習機関事務所コードを1つ登録するものとする。なお、登録更新講習機関事務所コードは、技能証明申請システム内の登録更新講習機関一覧 (https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/rnwl-trn-agc/validOfficeCodeList) で確認し、入力するものとする。 なお、登録更新講習機関は登録更新講習機関事務所コードが入力された技能証明申請者の情報を、更新講習の受講申請の際の本人確認に使用するものとする。</p>
<p>8. 2 登録更新講習機関での講習受講</p> <p>技能証明申請者は、「8. 1 事前準備」で申請した登録更新講習機関に連絡を</p>	<p>8. 2 登録更新講習機関での講習受講</p> <p>技能証明申請者は、「8. 1 事前準備」で申請した登録更新講習機関に連絡を</p>

<p>行って更新講習の受講申請を行い、更新講習を受講するものとする。（受講申請は、各登録更新講習機関が規定する方法で行うものとする。）</p> <p>なお、更新講習を修了した際に、登録更新講習機関より更新講習をすべて修了した証明として、更新講習修了証明書が電子データ等で発行される。更新講習修了証明書は、更新講習修了内容を一意に特定する更新講習修了証明書番号（UCから始まる14桁の半角英数字。例：UC123422120001）が記載されている。</p> <p>また、「8. 1 事前準備」で申請した登録更新講習機関と異なる登録更新講習機関での更新講習を希望する場合、技能証明申請者は、技能証明申請システム上で「8. 1 事前準備」で申請した「更新講習の受講を希望する登録更新講習機関情報」の変更を行った上で、登録更新講習機関に対し更新講習の受講申請を行うものとする。</p>	<p>行って更新講習の受講申請を行い、更新講習を受講するものとする。（受講申請は、各登録更新講習機関が規定する方法で行うものとする。）</p> <p>なお、更新講習を修了した際に、登録更新講習機関より更新講習をすべて修了した証明として、更新講習修了証明書が電子データ等で発行される。更新講習修了証明書は、更新講習修了内容を一意に特定する更新講習修了証明書番号（UCから始まる14桁の半角英数字。例：UC123422120001）が記載されている。</p> <p>また、「8. 1 事前準備」で申請した登録更新講習機関と異なる登録更新講習機関での更新講習を希望する場合、技能証明申請者は、技能証明申請システム上で「8. 1 事前準備」で申請した「更新講習の受講を希望する登録更新講習機関情報」の変更を行った上で、登録更新講習機関に対し更新講習の受講申請を行うものとする。</p>
<h3>8. 3 身体適性基準に適合することを証する書類の準備</h3> <p>技能証明申請者は、保有する技能証明の限定に応じて適切な、<u>医師</u>により受けた無人航空機操縦者身体適性検査証明書（申請日前3月以内に検査を受けたものに限る。）、身体検査合格証明書（申請日前1年以内に交付されたものに限る。）、有効な航空身体検査証明書又は国土交通大臣が同等以上と認めるもの（以下「身体適性検査証明書等」という。）用意すること。なお、「国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの」は、運転免許証（一等技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等技能証明に限る。）又は航空機操縦練習許可書とする。</p>	<h3>8. 3 身体適性基準に適合することを証する書類の準備</h3> <p>技能証明申請者は、保有する技能証明の限定に応じて適切な、<u>医師又は登録更新講習機関</u>により受けた無人航空機操縦者身体適性検査証明書（申請日前3月以内に検査を受けたものに限る。）、身体検査合格証明書（申請日前1年以内に交付されたものに限る。）、有効な航空身体検査証明書又は国土交通大臣が同等以上と認めるもの（以下「身体適性検査証明書等」という。）用意すること。なお、「国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの」は、運転免許証（一等技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等技能証明に限る。）又は航空機操縦練習許可書とする。</p>
<h3>8. 4 技能証明の更新申請</h3> <p>技能証明の有効期間の更新を申請する者は、当該技能証明の有効期間が満了する日の<u>6月前から1月前までの間に</u>更新申請をすることができる。また、技能証明の有効期間の更新を申請することができる期間（以下「更新期間」という。）の全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類（在留証明等）を添えて、更新期間前に技能証明の有効期間の更新申請をすることができる。ただし、更新期間前に有効期間の更新がされた技能証明の有効期間の起算日は、更新された技能証明書が交付された日となる。</p> <p>技能証明申請者は、登録更新講習機関により技能証明申請システムに登録された以下に掲げる「アップロード情報」の内容と、所有している更新講習修了証明書に記載されている情報が一致していることを<u>確認の上</u>、更新講習修了証明書及び身体適性検査証明書等の電子データを技能証明申請システムにアップロードすることで、技能証明の更新申請を行うものとする。</p>	<h3>8. 4 技能証明の更新申請</h3> <p>技能証明の有効期間の更新を申請する者は、当該技能証明の有効期間が満了する日の<u>6月前から</u>更新申請をすることができる。また、技能証明の有効期間の更新を申請することができる期間（以下「更新期間」という。）の全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類（在留証明等）を添えて、更新期間前に技能証明の有効期間の更新申請をすることができる。ただし、更新期間前に有効期間の更新がされた技能証明の有効期間の起算日は、更新された技能証明書が交付された日となる。</p> <p>技能証明申請者は、登録更新講習機関により技能証明申請システムに登録された以下に掲げる「アップロード情報」の内容と、所有している更新講習修了証明書に記載されている情報が一致していることを<u>確認（①については、登録更新講習機関で身体適性検査を受検した者に限る。）の上</u>、更新講習修了証明書及び身体適性検査証明書等の電子データを技能証明申請システムにアップロードすることで、技能証明の更新申請を行うものとする。</p>
<p>(アップロード情報) <u>(削除)</u></p>	<p>(アップロード情報) ①<u>身体適性検査に関する情報</u> イ) <u>身体適性検査証明書番号</u> <u>PAから始まる14桁の半角英数字。例：PA123221200001</u></p>

<p>①更新講習の修了証明書に関する情報</p> <p>イ) 更新講習修了証明書番号 UCから始まる14桁の半角英数字。例：UC123422120001</p> <p>ロ) 修了者に関する情報 技能証明申請者番号</p> <p>ハ) 登録更新講習機関に関する情報 登録更新講習機関事務所コード</p> <p>ニ) 更新講習に関する情報 区分（一等、二等）</p> <p>技能証明の更新申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて技能証明書（サンプル例）が郵送される。なお、新たな技能証明書が届くまでの間に法第132条の87に規定する特定飛行を行う場合には、当該技能証明が更新されていることを証明するため、更新前の旧技能証明書とともに、更新完了の旨を通知するメールを印刷して携帯し、又は画面等ですぐに提示できる状態にしておくこと。旧技能証明書は、新たな技能証明書の受領後速やかに以下の宛先に郵送し返納するものとする。なお、返納に当たって技能証明申請システムにおける手續は不要である。</p> <p>○提出先 〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書回収係 行</p>	<p>口)受験方法 例：医療機関の診断書の提出、公的な証明書等の提出</p> <p>ハ)条件等 例：眼鏡等</p> <p>二)身体適性検査日 身体適性検査日</p> <p>ホ)公的な証明書等 「公的な証明書等の提出」の場合のみ、当該免許証番号等</p> <p>②更新講習の修了証明書に関する情報</p> <p>イ) 更新講習修了証明書番号 UCから始まる14桁の半角英数字。例：UC123422120001</p> <p>ロ) 修了者に関する情報 技能証明申請者番号</p> <p>ハ) 登録更新講習機関に関する情報 登録更新講習機関事務所コード</p> <p>ニ) 更新講習に関する情報 区分（一等、二等）</p> <p>技能証明の更新申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて技能証明書（サンプル例）が郵送される。なお、新たな技能証明書が届くまでの間に法第132条の87に規定する特定飛行を行う場合には、当該技能証明が更新されていることを証明するため、更新前の旧技能証明書とともに、更新完了の旨を通知するメールを印刷して携帯し、又は画面等ですぐに提示できる状態にしておくこと。旧技能証明書は、新たな技能証明書の受領後速やかに以下の宛先に郵送し返納するものとする。なお、返納に当たって技能証明申請システムにおける手續は不要である。</p> <p>○提出先 〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書回収係 行</p>
---	--